

「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の
在り方に関する検討会」（第11回）議事次第

平成13年9月25日（火）16:00～18:00

於 厚生労働省 省議室

1. 開 会

2. 委員出席状況報告

3. 議 事

- ・ 専業主婦、専業主婦経験者を交えてのフリーターキング

4. 閉 会

専業主婦、専業主婦経験者を交えてのフリートキング出席者

● ^{なかむら} ^{あさみ}
中村 麻美 昭和50年生まれ

○プロフィール

平成 8年

テクニカル・ソフト株式会社入社 沖電気工業(株)情報システム課NTT SE部へSEとして派遣

平成 11年

結婚のため退社

平成 12年

慶應義塾大学通信教育部文学部2類へ進学

アルバイトとして就職

「社会保障構造の在り方について考える有識者会議」の若人ヒアリングに参加

● ^{はら} ^{みき}
原 美紀 昭和42年生まれ

○プロフィール

平成 元年

東京出版販売株式会社(後に(株)トーハン)に入社

平成 6年

退社

平成 8年

横浜市広報施策審議会委員

平成 10年

同市商業活性化ビジョン検討委員

平成 11年

同市大規模小売店舗立地法施行準備委員

平成 12年

NPO法人びーのびーのを立ち上げ理事・副代表に就任

● ^{すぎやま} ^{ちか}
杉山 千佳 昭和40年生まれ

○プロフィール

昭和 62年

株式会社 リクルートフロムエー入社

昭和 63年

妊娠を機に退社

平成 元年

出産、社宅(マンション)にて子育てに専念

平成 4年

フリーランス・ライターとしての活動開始

平成 6年

埼玉県在住主婦によるライターグループ「すきっぷ・まむ」を組織

平成 10年

「少子化への対応を考える有識者会議」委員

平成 12年

有限会社 セレーノを設立、代表取締役就任

平成 13年

事務所を開設

● ^{すえかね} ^{ふさこ}
末包 房子 昭和5年生まれ

○プロフィール

昭和 26年

実践女子専門学校(現実践女子大学)卒業

昭和 46年

消費生活コンサルタント

昭和 48年

東京都小金井市消費生活相談員として勤務

平成 5年

東京都小金井市消費生活相談員退職

平成 6年

「専業主婦が消える」を刊行

(現在 小金井市消費生活審議会委員

小金井市公民館運営審議会委員

小金井市廃棄物減量等審議会委員

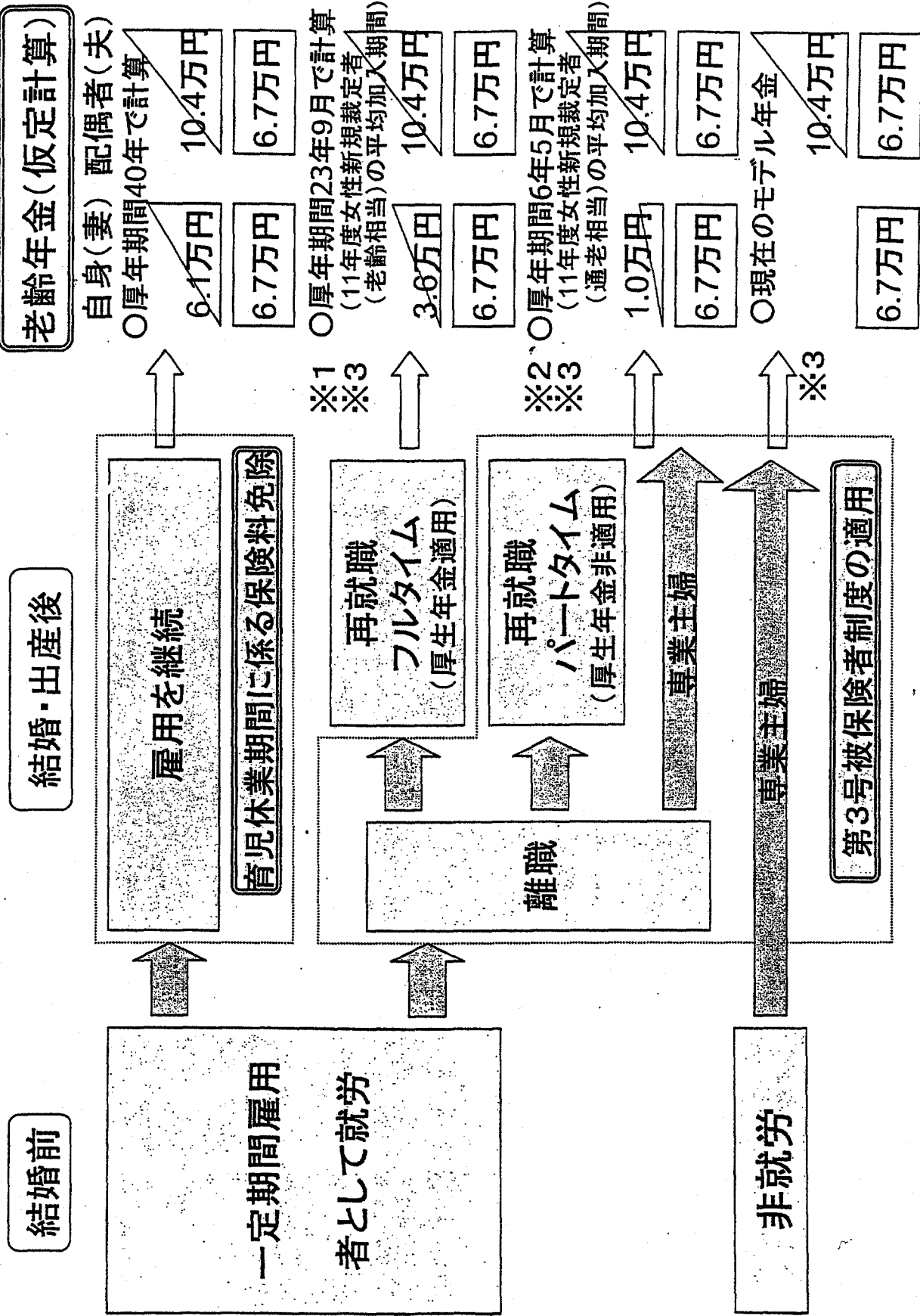
小金井市リサイクル会議委員)

専業主婦、専業主婦経験者を交えたフリーターキング

資 料

| | 頁 |
|---------------------------------|---|
| 1. 女性のライフスタイルの変化・多様化と年金制度 | 1 |
| 2. 昭和60年改正による基礎年金（及び第3号被保険者）の導入 | 3 |
| 3. 女子のパートタイム労働者の年収について（平成7年） | 4 |
| 4. 社会保険の加入状況別パート労働者割合 | 5 |
| 5. 配偶関係、年齢階級別労働力率の推移（女性） | 6 |
| 6. 末子の年齢別母の就業状況 | 7 |
| 7. 先進諸国の公的年金における育児期間と遺族年金の取扱い | 8 |

1. 女性のライフスタイルの変化・多様化と年金制度



※自身(妻)の厚生年金額は平成11年度の女性被保険者の平均標準報酬22.0万円、配偶者(夫)の年金額は平成12年制度改正における標準的な年金額を用いて計算

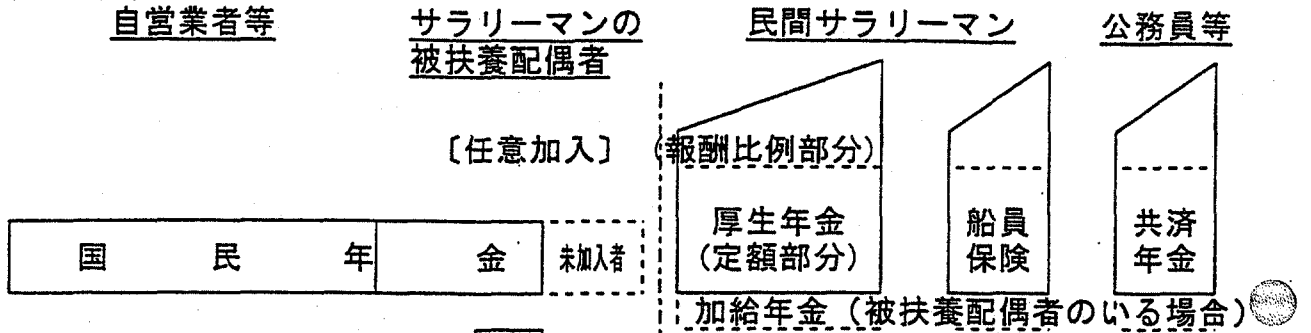
女性から見た場合の問題点

- ※1 離職により加入期間が短く、報酬額が低いことが影響して、自身(妻)に支給される年金額が低い。
- ※2 再就職が厚生年金の適用されない短時間雇用の場合は、再就職した期間が年金制度上評価されないため、さらに年金額が低くなる。(さらに、配偶者(夫)と離婚、死別した場合は、第3号被保険者制度も適用されなくなる。)
- ※3 これらのケースにおいては、離婚した場合、年金給付が基礎年金のみ、あるいは基礎年金と低い報酬比例年金となってしまふ。

2. 昭和 60 年改正による基礎年金（及び第 3 号被保険者）の導入

- 給付水準、給付体系の見直しの必要性
世帯単位で設計されていた被用者年金の水準の分化
- 女性の年金権の確立の要請

【昭和 60 年改正前】

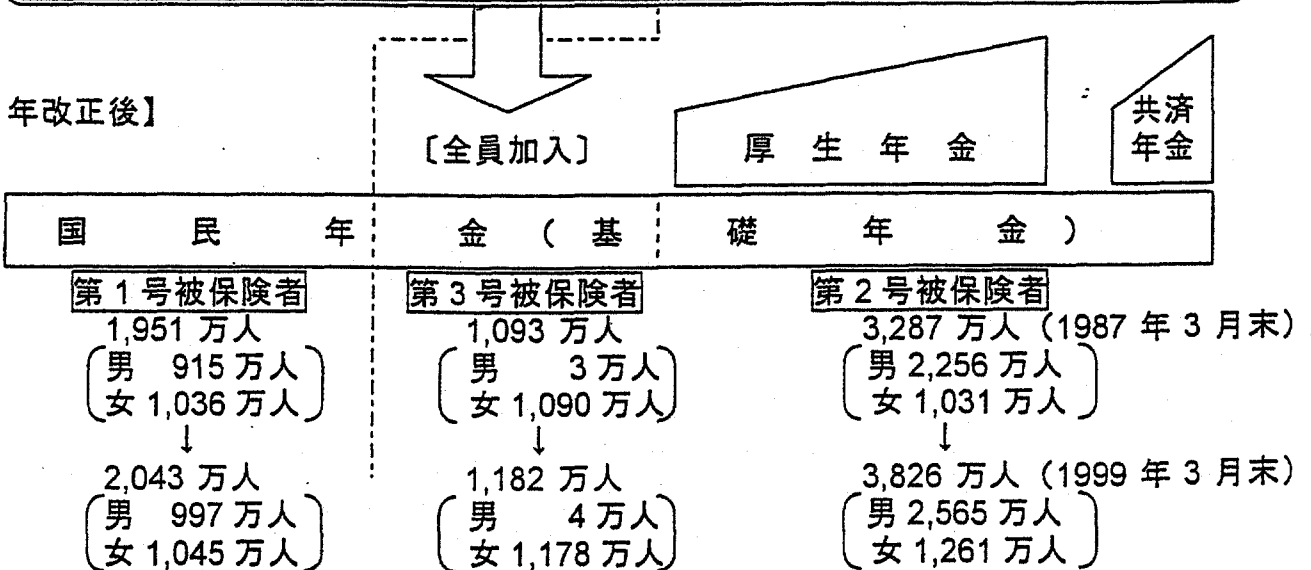


※各制度共通の横断的な仕組みとして基礎年金を導入し、その負担を各制度が加入者の頭割り持ち寄りすることにより、産業・就業構造の変化に中立的で安定的な仕組みとした。

※被用者の被扶養配偶者の任意加入を廃止し、強制加入とし、厚生年金の定額部分、加給年金について、これらを夫と妻それぞれの基礎年金に編成替えし、これらを被用者年金制度の負担で給付することにより、世帯の形態に応じた適正な給付水準とするとともに、女性の年金権を確立した。

(改正前後を通じて、同範囲を夫の納付する保険料でカバー)

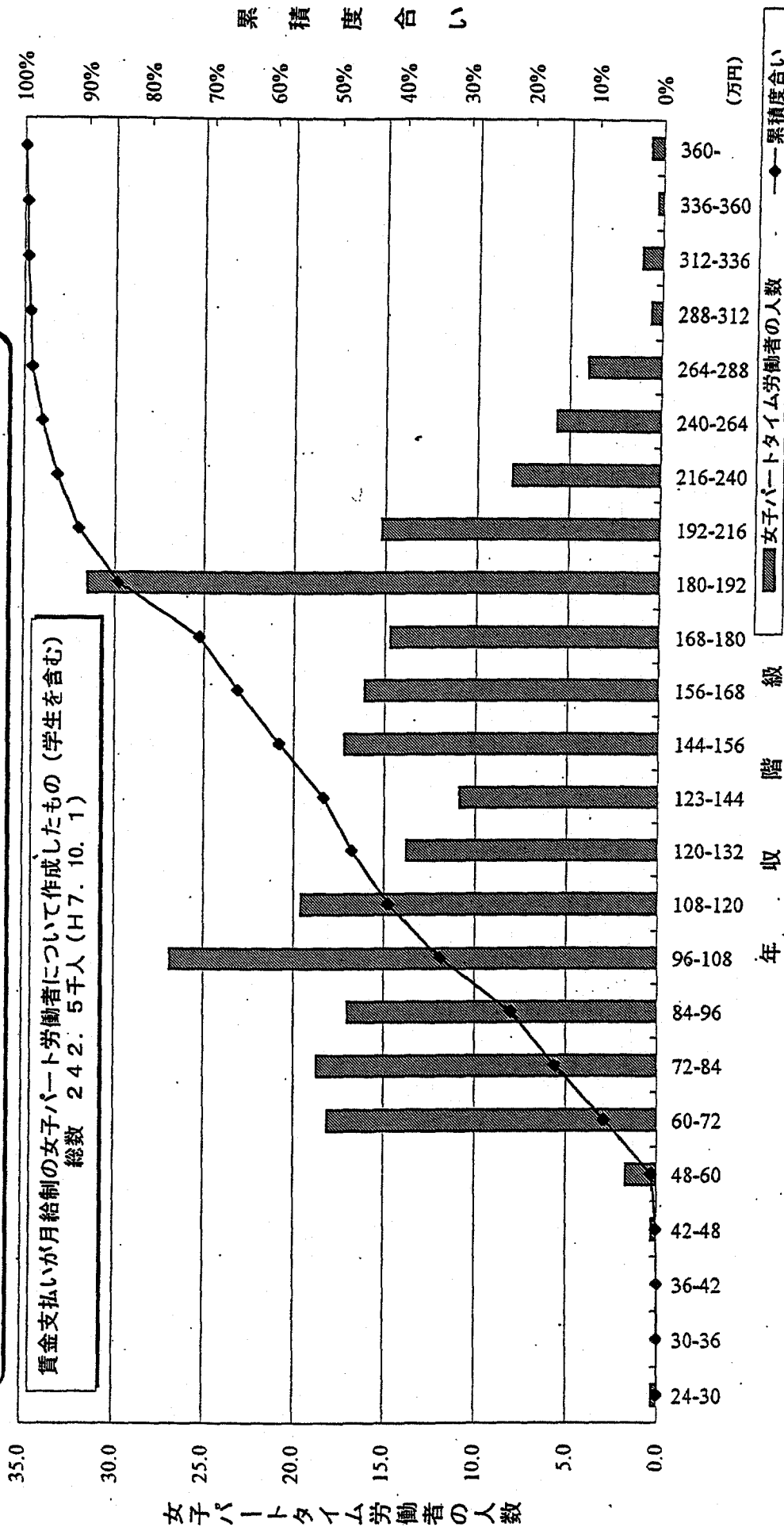
【昭和 60 年改正後】



3. 女子パートタイム労働者の年収について (平成7年)

月給払いの女子パートタイム労働者のうち (1116千人) 48%が年収13.2万円未満である。
 (被扶養配偶者の認定額=130万円未満)

賃金支払いが月給制の女子パートタイム労働者について作成したもの (学生を含む)
 総数 242.5千人 (H7. 10. 1)



(出典) 労働大臣官房政策調査部「平成7年 パートタイム労働者総合実態調査報告」
 (注) パート労働者 = 正社員以外の労働者で、名称に関わらず1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者。

4. 社会保険の加入状況別パート労働者割合

正社員以外の労働者のうち、1週間の
所定労働時間が正社員と同じか長い
労働者は含まれていない。

○ パートタイム労働者のうち社会保険の適用を受けている者は、35%強である。

※ パートタイム労働者：正規労働者以外の労働者で1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者

| | 男女計 | | 男子 | | 女子 | |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | H7 | H2 | H7 | H2 | H7 | H2 |
| | % | % | % | % | % | % |
| | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 健康保険・厚生年金に加入している | 35.8 | 23.8 | 36.5 | 19.5 | 35.6 | 24.8 |
| 健康保険・厚生年金に加入していない | 64.2 | 76.2 | 63.5 | 80.5 | 64.4 | 75.2 |
| 雇用保険に加入している | 35.8 | 26.6 | 26.9 | 16.9 | 38.4 | 29.0 |
| 雇用保険に加入していない | 64.2 | 73.4 | 73.1 | 83.1 | 61.6 | 71.0 |

パートタイム労働者の平均勤続期間及び平均就労年数

○ パートタイム労働者の平均的な勤続年数は、約5年であり、5年を超える者は男女計で36.3%（女子で37.6%）である。

○ パートタイム労働者の通算就労期間は、約7年である。

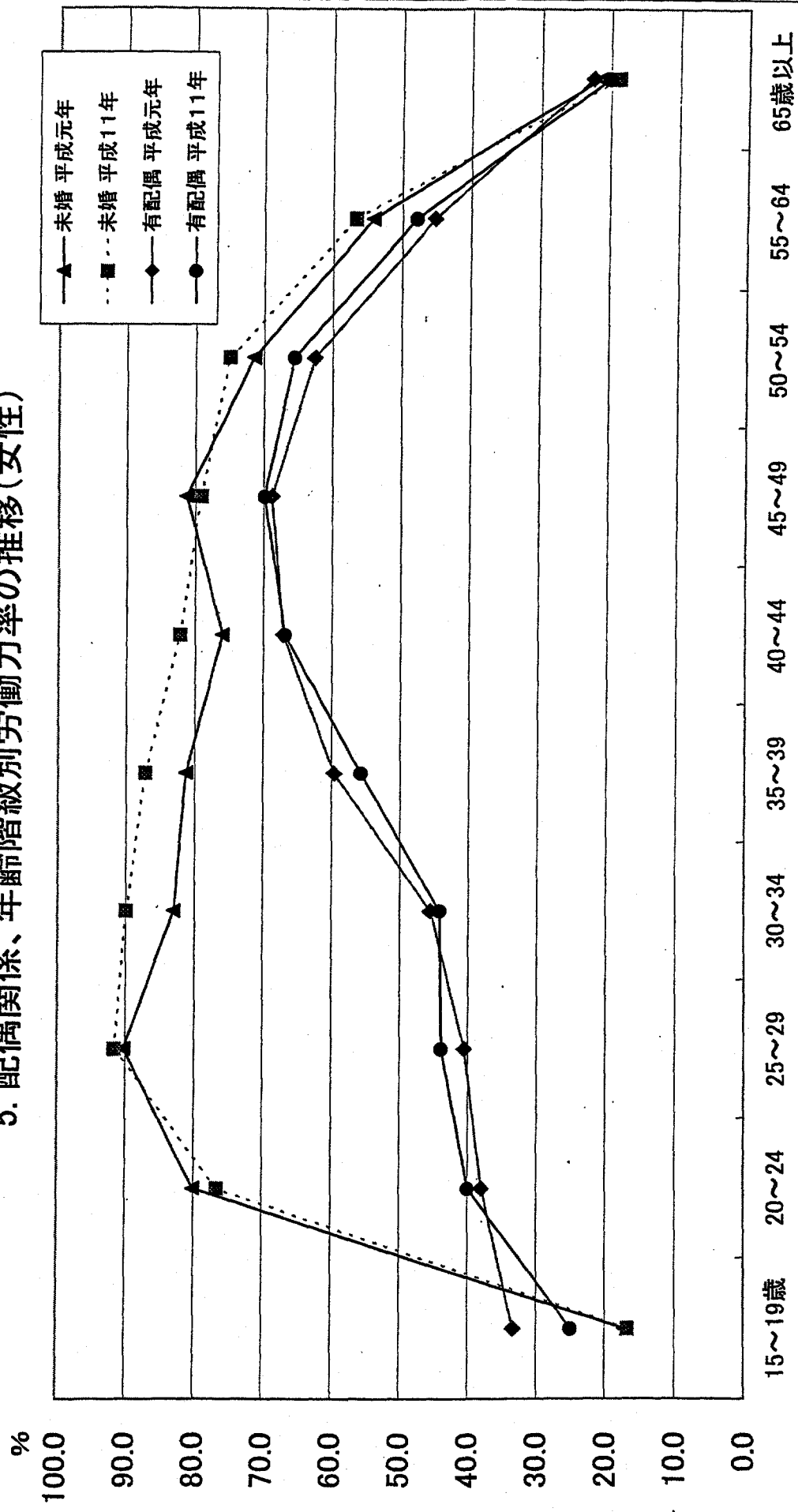
| | 同一企業における勤続年数 | | | 通算就労期間 ¹ | | |
|--------|--------------|-------|-------|---------------------|-------|-------|
| | 男女計 | 男子 | 女子 | 男女計 | 男子 | 女子 |
| | % | % | % | % | % | % |
| 合計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 1年未満 | 17.9 | 21.3 | 17.2 | 9.7 | 15.1 | 8.5 |
| 1～3年 | 26.0 | 29.7 | 25.2 | 17.9 | 23.0 | 16.8 |
| 3～5年 | 19.9 | 18.9 | 20.1 | 17.7 | 22.7 | 16.7 |
| 5～10年 | 22.6 | 19.3 | 23.2 | 27.9 | 21.7 | 29.1 |
| 10～19年 | 12.1 | 8.4 | 12.9 | 21.4 | 10.8 | 23.6 |
| 20年以上 | 1.6 | 2.5 | 1.5 | 5.0 | 5.2 | 4.9 |
| 不明・無記入 | - | - | - | 0.4 | 1.4 | 0.2 |
| 平均年数 | 4.9年 | 4.5年 | 5.0年 | 7.2年 | 6.0年 | 7.4年 |

※ 学生は含まれていない。

¹ パートタイム労働者としての就労期間である。

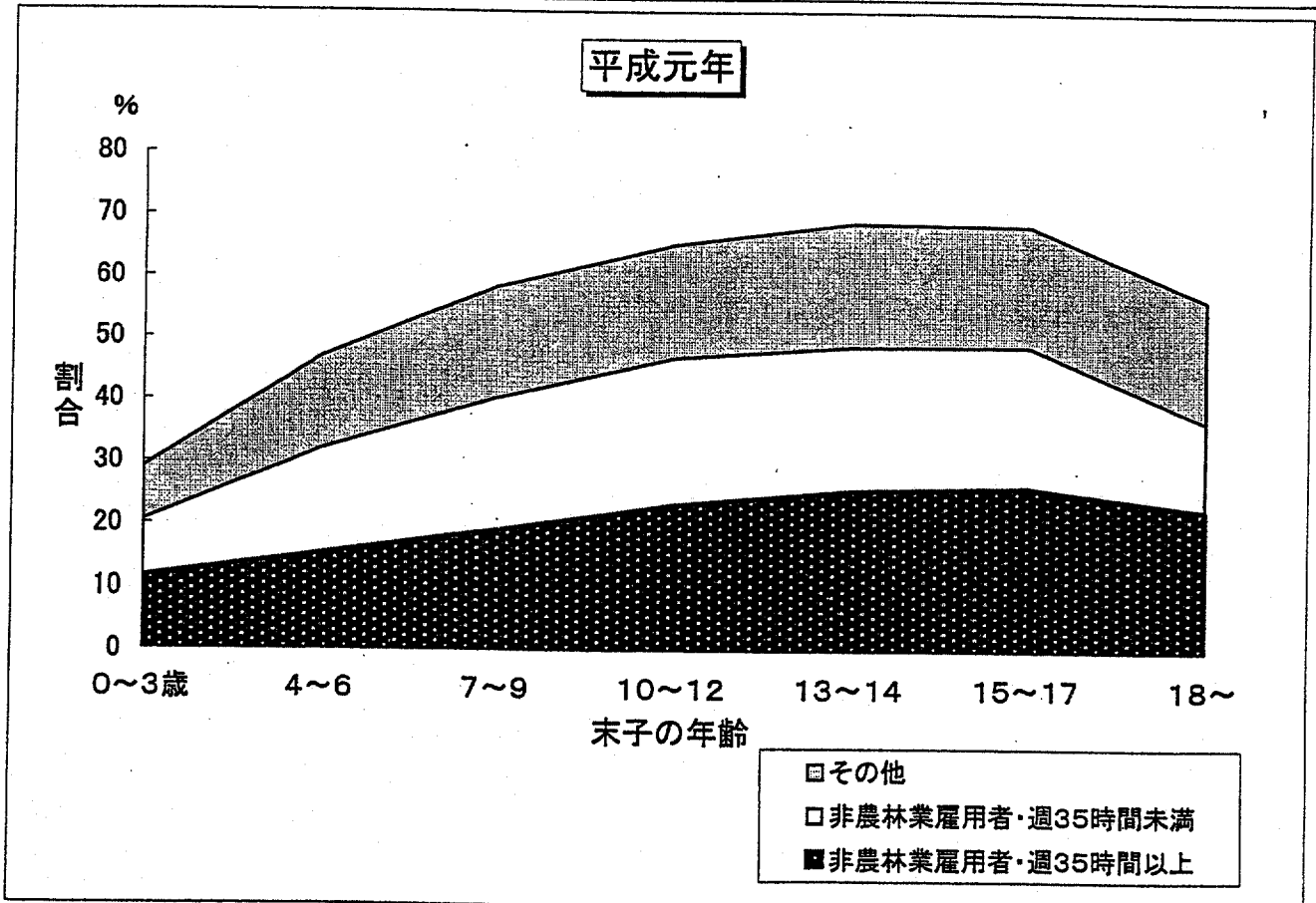
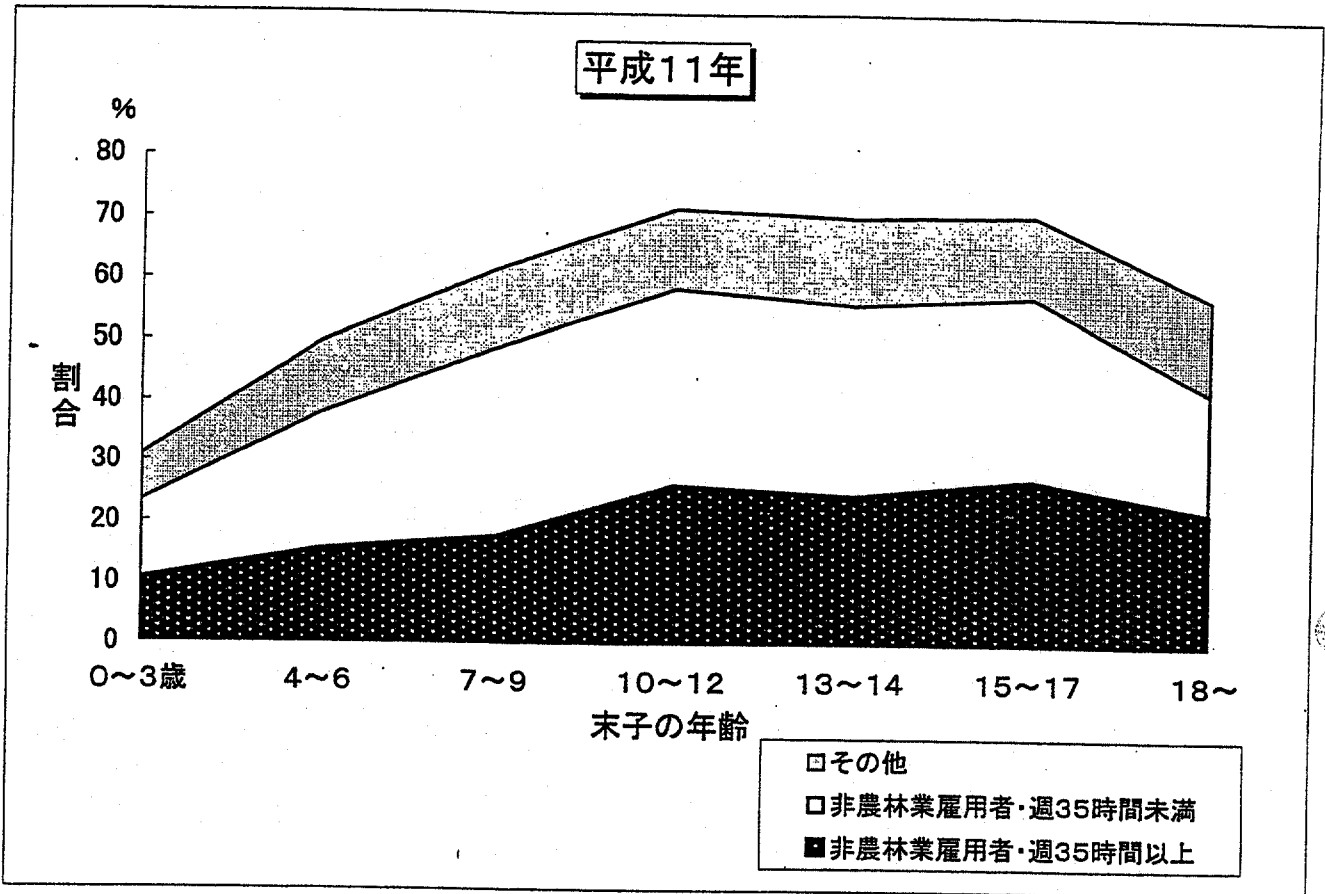
(出典) 労働大臣官房政策調査部「平成7年 パートタイム労働者総合実態調査報告」

5. 配偶関係、年齢階級別労働力率の推移(女性)



(出典:総務庁統計局「労働力調査」)

6. 末子の年齢別母の就業状態





(注1) 割合は、子供のいる世帯総数に対する率である。

(注2) 凡例のその他は、労働力人口のうち、農林業従事者と完全失業者を合わせた割合である。

(出典: 総務省統計局「労働力調査特別調査 平成11年」)

7.先進諸国の公的年金制度における育児期間と遺族年金の取扱い

| 国名 | 公的年金の体系 | 対象者 (◎強制△任意×非加入) | 育児期間 | 遺族年金 |
|------|--------------------------|---|--|---|
| アメリカ | ↑年金額 所得比例 → 現役時の所得 | ◎被用者 収入のある者 ◎自営業者 (年400ドル(45,560円)以上の収入のある者) ×無職 [2000年] | 特設措置とられていない | ◎養育者年金 16歳未満又は障害を有する子を養育し、再婚してない配偶者に対して被保険者の年金額の75%を支給 ◎寡婦(夫)年金 60歳以上又は障害を有する50歳以上の再婚してない配偶者に対して、被保険者の年金額の100%を支給 |
| イギリス | 所得比例 定額給付 | ◎被用者 (週に72ポンド(13,270円)以上の収入のある者) (それ以下の所得者は△) ◎自営業者 (年3,955ポンド(729,030円)以上の収入のある者) (それ以下の所得者は△) △無職 [2001年] | ◎家庭責任のための保全措置 傷病、障害者や子の世話をしているため最低所得収入額以上の収入がないものに認められる措置で該当する期間(育児については、16歳未満)については、基礎年金の額の算定に当たっては加入すべき年数から控除(控除後の期間の下限は、有資格年の1/2(又は20年))され、より短い拠出で満額の給付を受けることが可能 | ◎養育者手当 児童手当受給対象となる児童(16歳未満又は16~18歳の学生)を養育している者等に対し、基礎年金を支給 ◎遺族手当 死亡した時点で45歳以上65歳未満である配偶者に対して、1年間、基礎年金を支給 ◎遺族一時金 死亡した被保険者も配偶者も老齢年金の受給年齢に達していない場合、配偶者に対し、一時金を支給 |
| ドイツ | 所得比例 | ◎被用者 (週15時間以内の短時間労働者、月620マルク(88,470円)以下の低収入者は△) △自営業者 (業種によっては◎)、無職 [2000年] | ◎育児期間 (子1人について出生後の3年間)は、全被保険者の平均賃金を得て保険料を納付していること見なす ◎さらに、本年成立した改正法によって、子が10歳になるまでの間の育児をしている者で報酬が平均賃金未満の者について、平均賃金の50%~100%の範囲内で、報酬を年金計算上高く評価する措置がとられることになった。 | ◎大寡婦(夫)年金 以下の要件を満たす再婚してない寡婦(夫)に、年金割増率0.6(当初3ヶ月のみ1.0)の大寡婦(夫)年金を支給 ①18歳以下の寡婦(夫)の子、被保険者の子を養育する場合 ②45歳に達した場合 ③就労不能又は就労不能の場合 ◎小寡婦(夫)年金 大寡婦(夫)年金の受給資格を満たさない再婚してない寡婦(夫)に、年金割増率0.25(当初3ヶ月のみ1.0)の小寡婦(夫)年金を支給 |

| | | | | |
|--------|--|---|--|---|
| フランス |  | ◎ 被用者、自営業者 △ 無職 | 女性の被保険者が、子の16歳になるまでの間に少なくとも9年間養育した場合、年金額の算定に当たって、子1人につき2年間加入期間が加算される。 | ◎ 遺族年金 亡くなった被保険者の再婚してない、55歳以上の配偶者2年以上の婚姻期間又は婚姻による子を有する配偶者が家族、離婚した者も含むに、被保険者に対する年金の54%を支給 ◎ 寡婦(夫)手当 亡くなった被保険者の再婚してない、55歳以上の配偶者に3年間定額の給付を支給 |
| スウェーデン |  | ◎ 被用者、自営業者 (いずれも年間8,952クローネ(123,450円)以上の所得を有する者) × 無職 | 育児期間(子が4歳に達するまでの期間)と兵役期間については、年金権が保障される一定の配慮を行っている 育児期間については、所得の喪失や減少があった場合、 ① 子の出生年の前年所得 ② 16歳以上65歳未満の全加入期間の平均所得の75% ③ 現実の所得に基礎額(67,300円)を上乗せした額 の最も有利な額を年金制度上の所得として扱う | ◎ 基礎年金 ・生活補換年金 死亡者と5年以上婚姻同居していた65歳未満の配偶者に6ヶ月間、死亡者の年金の90%を支給 ・延長された生活補換年金 生活補換年金支給期限後、子が12歳になるまで、生活補換年金と同額の年金を支給 ・特別遺族年金 生活補換年金支給期限後、自分の仕事の収入だけでは生活していけないと認められた場合に、65歳まで生活補換年金の1/4~3/4の年金を支給 ◎ 報酬比例年金 死亡者が受給者であったか、3年以上被保険者であった場合、65歳未満の配偶者に対して、基礎年金と同額の要件で、 ・生活補換年金(死亡者の年金の40%) ・延長された生活補換年金(生活補換年金と同額) ・特別遺族年金(生活補換年金の1/4~3/4)を支給 |

[2000年]

提 言 書 等

1. 主婦の就労と年金についてのアンケート（調査結果）

大島敬子委員調査

2. シングルマザーの年金加入状況調査報告

—女性が自立して生きられる年金制度に向けて—
(しんぐるまざあず・ふぉーらむ)

3. 「女性と年金に関する提言書」

(「21世紀女性と年金」代表 丸山 富美江)

4. これからの年金制度～男女共生社会に向けて 私の提言～

(税理士 山崎久民)

主婦の就労と年金についてのアンケート(調査結果)

1. 何才ですか

- a. 20代、b. 30代、c. 40代、d. 50代、e. 60代以上

| a(20代) | b(30代) | c(40代) | d(50代) | e(60代) | 計 |
|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 8 | 61 | 89 | 43 | 7 | 208 |

2. 現在、結婚していらっしゃいますか

- a. 結婚している、b. 結婚していない

| a(結婚している) | b(結婚していない) |
|-----------|------------|
| 197 | 11 |

3. 結婚している方へ—配偶者(夫)のご職業は何ですか

- a. 勤め、b. 勤め以外自営業、自由業、c. その他()、d. 無職

| a(会社員) | b(自営業、自由業) | d(無職) |
|--------|------------|-------|
| 174 | 17 | 6 |

4. 子どもさんがいますか

- a. いる、b. いない 「いる」の方へ()人

子どもの数

| a(いる) | b(いない) |
|-------|--------|
| 195 | 13 |

| 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 無記入 |
|----|-----|----|----|-----|
| 28 | 101 | 45 | 3 | 18 |

5. 現在の就労についておたずねします(ここでは「仕事」は収入を伴うものとします)

- a. 仕事はしていない
 b. 自宅でできる仕事をしている
 c. アルバイト程度の仕事をしている
 d. パートとして週()日、一日()時間、仕事に行っている
 e. その他

| | 30代以下 | 40代 | 50代以上 | 計 |
|-----------|-------------|-------------|------------|-------------|
| a(無職) | 55 (79.7%) | 34 (38.2%) | 23 (46.0%) | 112 (53.8%) |
| b(自宅での仕事) | 3 (4.3%) | 11 (12.4%) | 4 (8.0%) | 18 (8.7%) |
| c(アルバイト) | 5 (7.2%) | 15 (16.9%) | 8 (16.0%) | 28 (13.5%) |
| d(パートタイム) | 5 (7.2%) | 21 (23.6%) | 7 (14.0%) | 33 (15.9%) |
| e(その他) | 1 (1.4%) | 8 (9.0%) | 7 (14.0%) | 16 (7.7%) |
| 計 | 69 (100.0%) | 89 (100.0%) | 49 (98.0%) | 207 (99.5%) |

パートタイムの日数、時間

| 週1~3日 | 週4~6日 | 日1~3時間 | 日4~6時間 |
|-------|-------|--------|--------|
| 8 | 24 | 7 | 24 |

6. 過去にフルタイムの仕事をしていたことがありますか

a. ある、b. ない 「ある」の方へ退職の理由は何でしたか

| | 30代以下 | 40代 | 50代以上 | 計 |
|-------|-------------|------------|-------------|-------------|
| a(ある) | 63 (91.3%) | 77 (86.5%) | 38 (76.0%) | 178 (85.6%) |
| b(ない) | 6 (8.7%) | 9 (10.1%) | 12 (24.0%) | 27 (13.0%) |
| 計 | 69 (100.0%) | 86 (96.6%) | 50 (100.0%) | 205 (98.6%) |

退職の理由

| 結 婚 | 出産、子育て | そ の 他 | 無 記 入 |
|-----|--------|-------|-------|
| 74 | 42 | 14 | 48 |

7. フルタイムの仕事をしたかと思っていますか

a. 思う、b. 思わない、c. その他 ()

| | 30代以下 | 40代 | 50代以上 | 計 |
|---------|-------------|------------|------------|-------------|
| a(思う) | 21 (30.4%) | 23 (25.8%) | 7 (14.0%) | 51 (24.5%) |
| b(思わない) | 45 (65.2%) | 60 (67.4%) | 38 (76.0%) | 143 (68.8%) |
| c(その他) | 3 (4.3%) | 3 (3.4%) | 3 (6.0%) | 9 (4.3%) |
| 計 | 69 (100.0%) | 86 (96.6%) | 48 (96.0%) | 203 (97.6%) |

8. 「思う」の方へ現在フルタイムで働けない主な理由を二つ選んで下さい

- a. 保育園など子どもを育てながら働く女性への支援が足りない
- b. 労働時間が長く、柔軟性がない
- c. 再就職できるフルタイムの仕事がない
- d. 夫の転勤が多い
- e. 夫が家事育児を手伝ってくれない
- f. 夫または姑が働くことに反対する
- g. 介護・看護が必要な人がいる
- h. その他

| | 30代以下 | 40代 | 50代以上 | 計 |
|--------------|-------------|-------------|------------|-------------|
| a(子育て支援の不足) | 8 (20.5%) | 7 (17.5%) | 0 (0.0%) | 15 (17.4%) |
| b(労働時間の問題) | 12 (30.8%) | 11 (27.5%) | 0 (0.0%) | 23 (26.7%) |
| c(再就職先がない) | 8 (20.5%) | 9 (22.5%) | 3 (42.9%) | 20 (23.3%) |
| d(夫の転勤) | 2 (5.1%) | 1 (2.5%) | 0 (0.0%) | 3 (3.5%) |
| e(家事育児への無協力) | 2 (5.1%) | 2 (5.0%) | 0 (0.0%) | 4 (4.7%) |
| f(家族の反対) | 0 (0.0%) | 2 (5.0%) | 0 (0.0%) | 2 (2.3%) |
| g(介護、看護のため) | 2 (5.1%) | 3 (7.5%) | 0 (0.0%) | 5 (5.8%) |
| h(その他) | 5 (12.8%) | 5 (12.5%) | 4 (57.1%) | 14 (16.3%) |
| 計 | 39 (100.0%) | 40 (100.0%) | 7 (100.0%) | 86 (100.0%) |

9. 「思わない」の方へ—その主な理由を二つ選んで下さい

- a. 家事・育児は女性が担うものである
- b. 環境問題、食の問題など社会的活動に時間を取りたい
- c. 家事・育児が好き
- d. 趣味を楽しみたい
- e. 税制上の優遇措置や扶養家族の扱いを受けていたい
- f. フルタイムで仕事をしていても女性の賃金が低い
- g. 働く必要がない
- h. その他

| | 30代以下 | 40代 | 50代以上 | 計 |
|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| a(性別役割分業意識) | 8 (10.8%) | 7 (7.2%) | 2 (3.3%) | 17 (7.4%) |
| b(社会的活動への取組) | 7 (9.5%) | 14 (14.4%) | 7 (11.7%) | 28 (12.1%) |
| c(家事育児が好き) | 10 (13.5%) | 8 (8.2%) | 3 (5.0%) | 21 (9.1%) |
| d(趣味を優先) | 22 (29.7%) | 25 (25.8%) | 27 (45.0%) | 74 (32.0%) |
| e(優遇措置を優先) | 7 (9.5%) | 13 (13.4%) | 5 (8.3%) | 25 (10.8%) |
| f(女性の低賃金) | 6 (8.1%) | 6 (6.2%) | 4 (6.7%) | 16 (6.9%) |
| g(働く必要がない) | 4 (5.4%) | 4 (4.1%) | 4 (6.7%) | 12 (5.2%) |
| h(その他) | 10 (13.5%) | 20 (20.6%) | 8 (13.3%) | 38 (16.5%) |
| 計 | 74 (100.0%) | 97 (100.0%) | 60 (100.0%) | 231 (100.0%) |

10. ご自分の年金について関心を持っていますか

- a. 関心がある、b. 少し関心がある、c. 関心がない

| | 30代以下 | 40代 | 50代以上 | 計 |
|---------|-------------|------------|-------------|-------------|
| a(関心あり) | 27 (39.1%) | 35 (39.3%) | 33 (66.0%) | 95 (45.7%) |
| b(少しあり) | 38 (55.1%) | 43 (48.3%) | 16 (32.0%) | 97 (46.6%) |
| c(関心なし) | 4 (5.8%) | 9 (10.1%) | 1 (2.0%) | 14 (6.7%) |
| 計 | 69 (100.0%) | 87 (97.8%) | 50 (100.0%) | 206 (99.0%) |

11. 次のことを知っていましたか

夫がサラリーマンの妻で年収130万円未満の場合、妻は保険料を支払わずに将来基礎年金を受給できます。妻の保険料はその他の給与所得者が負担しています。夫が自営業の妻は保険料を支払っています。今、このサラリーマンの妻が保険料を支払わないことが問題になっています。

- a. 知っていた、b. 正確には知らなかった、c. 知らなかった

| | 30代以下 | 40代 | 50代以上 | 計 |
|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|
| a(知っていた) | 34 (49.3%) | 47 (52.8%) | 31 (62.0%) | 112 (53.8%) |
| b(よく知らなかった) | 23 (33.3%) | 27 (30.3%) | 8 (16.0%) | 58 (27.9%) |
| c(知らなかった) | 12 (17.4%) | 14 (15.7%) | 11 (22.0%) | 37 (17.8%) |
| 計 | 69 (100.0%) | 88 (98.9%) | 50 (100.0%) | 207 (99.5%) |

1 2. サラリーマンの妻の保険料負担についておたずねします

- a. 支払う方がいい、b. 支払わなくていい、c. その他

| | 30代以下 | 40代 | 50代以上 | 計 |
|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|
| a(支払う方がいい) | 26 (37.7%) | 47 (52.8%) | 28 (56.0%) | 101 (48.6%) |
| b(支払わなくていい) | 33 (47.8%) | 35 (39.3%) | 17 (34.0%) | 85 (40.9%) |
| c(その他) | 10 (14.5%) | 7 (7.9%) | 4 (8.0%) | 21 (10.1%) |
| 計 | 69 (100.0%) | 89 (100.0%) | 49 (98.0%) | 207 (99.5%) |

1 3. 「支払う方がいい」の方へその主な理由を二つ選んで下さい

- a. 一人の自立した社会人として、自分の分は自分で支払うべき
 b. 夫が自営業の妻や学生も収入の有無にかかわらず支払っている
 c. 「自分の所得から支払いたい」という思いが仕事への動機づけとなる
 d. 少子・高齢化が進む社会では、将来的に年金保険料の負担者は多い方がいい
 e. 家事・育児は無償労働として評価し、夫の所得から妻の分として支払う
 f. その他

| | 30代以下 | 40代 | 50代以上 | 計 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| a(自立した社会人) | 11 (23.9%) | 24 (27.9%) | 20 (40.0%) | 55 (30.2%) |
| b(自営の妻等も負担) | 8 (17.4%) | 13 (15.1%) | 10 (20.0%) | 31 (17.0%) |
| c(就業への動機づけ) | 2 (4.3%) | 1 (1.2%) | 5 (10.0%) | 8 (4.4%) |
| d(支えての増) | 17 (37.0%) | 34 (39.5%) | 10 (20.0%) | 61 (33.5%) |
| e(夫の所得から負担) | 8 (17.4%) | 13 (15.1%) | 4 (8.0%) | 25 (13.7%) |
| f(その他) | 0 (0.0%) | 1 (1.2%) | 1 (2.0%) | 2 (1.1%) |
| 計 | 46 (100.0%) | 86 (100.0%) | 50 (100.0%) | 182 (100.0%) |

1 4. 「支払わなくていい」の方へその主な理由を二つ選んで下さい

- a. 自分の所得が無いので払えない
 b. 妻が家事・育児することで夫は仕事に専念できるので、夫が支払うべき
 c. 年金を担う次の世代としての子育てを評価し、支払う必要はない
 d. 無償の社会的活動によって社会に貢献しているので、支払う必要はない
 e. 健康保険も扶養家族として保険料は負担していない。制度の整合性として妻は支払わなくてもいい
 f. その他

| | 30代以下 | 40代 | 50代以上 | 計 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| a(自分の所得がない) | 28 (52.8%) | 23 (35.9%) | 11 (37.9%) | 62 (42.5%) |
| b(夫が支払う) | 6 (11.3%) | 13 (20.3%) | 4 (13.8%) | 23 (15.8%) |
| c(子育てを評価) | 6 (11.3%) | 9 (14.1%) | 3 (10.3%) | 18 (12.3%) |
| d(社会的活動で貢献) | 3 (5.7%) | 7 (10.9%) | 4 (13.8%) | 14 (9.6%) |
| e(制度の整合性) | 10 (18.9%) | 10 (15.6%) | 6 (20.7%) | 26 (17.8%) |
| f(その他) | 0 (0.0%) | 2 (3.1%) | 1 (3.4%) | 3 (2.1%) |
| 計 | 53 (100.0%) | 64 (100.0%) | 29 (100.0%) | 146 (100.0%) |

1 5. 遺族年金や離婚時の年金についても問題がありますがここには載せませんでした。女性の年金について何かご意見がありましたら、ご自由にお書き下さい。

別添参照

調査時期 2001年5月～6月

大島敬子委員調査集計

主婦の就労と年金についてのアンケートー自山記述からー

設問8について

- 自分の実力に自信がない。今は資格など身につける充電期（30代）
- 6才、4才の育児をしながらのフルタイムは体力がついていかない（30代）
- 今、準備中（40代）
- ボランティア・地域活動などして、時間的に無理（40代）
- 地域活動と仕事を両立したい（40代）
- 夫の帰りが早く、どちらかが必ず家におり、家事と両立ができればー（40代）
- 介護（両親4名）が必要になった時、退職しなければならない（40代）

設問9について

- 家事・育児をしなければならないので、フルタイムで働くとは体がつらい（20代）
- 子どもが帰宅した時「お帰り」と言ってあげたい（30代）
- 子どもを保育園に預けてまで働こうとは思わない（30代）
- 子どもとの時間を大切にしながら、空いている時間に仕事をしたい（30代）
- パートなど短い時間で働きたい（30代、2名）
- 現在は子育てに専念したいので仕事をしたいとは思わないが、幼稚園または小学校に全員あがったら、ぜひ働きたい（30代、子ども3人）
- 家事・育児との両立に自信がない（40代、5名）
- 家事と仕事の両立は肉体的に今は無理な気がする。しかし、家庭の事情でフルタイム、希望に変わることもー（40代）
- 年齢的にフルタイムはきつい。今は自由な時間が多くあった方がよい（40代）
- 現在は家事全般の責任上「思わない」が「a. 家事・育児は女性が担うものである」とは思っていない（40代）
- 子どもが小さいうちは側にいてやりたい（40代）
- 子どもが小さいので短い時間で働きたい（40代）
- 子どもを育てている間は出来るだけ家庭内にいたいし、学校関係の活動にも参加したい。その範囲内でも仕事に満足している（40代、自宅仕事）
- 学校行事、ボランティアなどフルタイムでは無理な点があるため（40代）
- 点訳ボランティアなどいろいろやっているから（40代）
- 夫の収入で生活する方が楽（40代）
- 共働きで頑張るほどの仕事についていなかった（40代）
- 体力的に自信がない（50代）
- 時間的に自由な仕事がよい（50代）
- 年齢的に働く場もない（50代）
- フルタイムでしたいと思う仕事がない（50代）

設問 1 3

多少の負担はあっても仕方ないと思う (30代)

日本人すべて国民年金にしたら? 老後は各自で相応に備えるべき (30代)

「支払う方がいい」と思うが実際は家計上苦しくなるので今は払いたくない (40代)

夫と同じでなくても半分程度の割合で支払う形がよいのでは— (40代)

将来、夫と離婚した場合を考えると各自の年金として考えた方がよい (40代)

設問 1 4

現実的に払いたくても払えない (30代)

夫が十分支払っている (30代)

夫の給料がもっと高額であるか、今の社会がもっと女性でも働ける社会でないから、実際には支払えない (40代)

設問 1 5

年金を勉強する機会がほしい。よくわからない所がある (30代、3名)

変更が多くわかりにくい。繁雑である (30代)

女性の寿命が伸びているのできちんとした制度が確立されるべきである。私たちも自分自身の問題として考えていかなければならないと思う (30代)

サラリーマンの妻も一人の社会人として自分の分は支払うべきだと思いますが、子どもが小さいうちは思うように働くことができず、どこからお金を払えばいいのか考えてしまいます。介護をして働きに出られない人などもあると思うので、原則として全員支払うべきですが、条件付きで、何年後から支払うとか良い方法があれば、と思います (30代)

サラリーマンの妻が保険料を負担するという意見に基本的には賛成ですが、子どもが乳幼児で預けて働けないでいる主婦にとっては大変な負担です。個人的な意見としては末子が就学までの間は負担なしで、末子が小学校に入学したら負担するというのがよいと思います。小学校に入学すれば短時間の仕事でも可能な状況になるわけですし、その上で仕事をする、しないはそれぞれの自由だと思います。(30代)

私たちが65才以上になって年金がもらえるか不安です (40代)

年金に関しては当てにできないものと考えています。支払う金額が多いのに、貰える額が少なくなることはわかっています。自分で働いて収入を得られることに支援してほしい (40代)

今の自分が受給できる年になったら本当に貰えるのか、高齢化・少子化の進む中で、信じられない気がします (40代)

私たちの年代では年金制度自体が20年後の受け取るべき時に存続しているか、という不安が大きい (40代)

個の時代である。一人の個人が尊厳を持って生きられるよう法律も変えていくべきと思う。従来の世帯という認識でひとくくりにはされるのは多様な生き方の選択を阻むもの

と思う。是非とも、女性が一人でも障がいなく生きられるような体制を作ってほしい
(40代)

一つの家を維持し、経営の役を担うものとして、つまり、夫の賃金は夫一人だけで稼いだものではないと思うので、女性が働いていない場合でも負担すべきだと思う。

(40代)

サラリーマンの妻だった時代に妻として保険料を納めていました。ある時から納めなくてもよいことになりました。それが今になって問題になっているということで、年金政策のあり方は一体どうなっているのでしょうか。時代と共に変わっていくとは思いますが、安心して生活していけるよう国としてしっかりしたものを持っているのでしょうか

(50代)

転職が多く、そのため専業主婦にならざるを得なかったが、少子・高齢化の現在、子ども3人を産み、育てたことは社会的に一つの貢献をしたのではないかと思います。

(50代)

年金を受け取るとき、妻は夫の援助なくしては生活の自立ができないことが問題で、妻も一人の女性、個人として自立した生活ができる社会システムにしていかなければ女性問題は解決しない(50代)

男性と同じ年金を受けられる政策を期待している(50代)

将来の年金生活の保障、安定的な制度の確立が必要(50代)

年金全般、もっとわかりやすい制度であってほしい(50代)

国民皆年金制度でありながら、複雑でわかりづらい。配偶者が厚生年金加入の場合と国民年金加入の場合では大きく差がありすぎるのは問題であり、疑問に感じている

(50代)

年金に信頼性を持たせ、自発的に払いたくなるようにすべき(50代)

若い人にも年金に関心を持てるように、広報活動をもっと上手くやれないものかと思う。これは、小学校、中学校の義務教育の中で、人生設計を考えるプランとして学ぶべきものと思う(50代)

遺族年金を受けているが、大変助かっています。また、昭和39年から国民年金を納めていたので受け取ることが出来てよかったと思っています(60代)

厚生労働省年金局年金課

「女性のライフスタイルの変化等に対応した
年金の在り方に関する検討会」御中

提 言 書

平成13年8月23日

「21世紀女性と年金」検討会

代表 丸山 富美江

「女性と年金に関する 提 言 書 」

趣 旨

昨年11月、私ども社会保険労務士有志が「21世紀女性と年金」検討会を発足させました。日ごろ業務として女性の年金に携わり、現場の声を直接耳にしている社会保険労務士が、「女性と年金」の問題点と改善策、将来の年金制度のあり方を検討した結果を提出いたします。

はじめに

現行の公的年金制度は、近年の経済構造の大きな変動、急速に押し寄せた少子・高齢化社会、女性のライフスタイルの変化など環境の激変に十分に対応出来ているとはいえない。特に、働く女性の視点から見ると、数々の問題点が浮かび上がってくる。

昭和60年の制度改正により基礎年金については女性の年金権が確立されたが、世帯を単位として組み立てられている厚生年金制度等は、死別の場合も制度として多くの矛盾はあるが、離別の場合はまったく機能していない。離婚率の上昇、夫婦別姓・同棲婚・未婚の母等、男女・夫婦・家族の関係が多様化していく現在、このまま世帯単位の年金制度を続けるならば、離婚時の取扱い方及び遺族年金に相当の制度改正が必要となってくる。

これからの少子・高齢化と女性の社会進出を考えた時、まず槍玉にあがるのが女性の第3号被保険者とパートタイム労働者の問題で、女性は夫に付属するという考え方ではなく社会的・経済的な自立が必要という「第3号被保険者廃止論」であると同時にパートタイム労働者の扱いである。

女性のライフスタイルが変化し、「仕事と家庭の両立」と理想を掲げても、出産・育児・幼児期には子育てに専念したいと、現実には再就職型コースを選ぶ女性が多い。しかし元の職場には戻れず休職中のブランクも大きく就職難である。その結果比較的就職しやすく勤務時間調整ができるパートタイマーになる。企業もできるだけ社会保険料負担のないパートタイム労働者を採用する。しかし、女性の安定した労働人口を確保するためには出産・育児・介護期間中を社会的に支える制度を確立し、再就職の受け入れ態勢を整備することが先決である。

現行の厚生年金制度は、第3号被保険者や遺族年金の仕組みに見られるように、主として男性が働いて収入を得、女性は家事・育児を担当し、時には家計補

助的に仕事をするという旧来の女性の役割観をもとにした世帯単位の考え方にたって設計されている。高齢化の進展と女性のライフスタイルの変化に伴って、これらの制度の問題点が拡大し、これを個人単位とする制度に変える必要性が強まってきた。離婚・遺族・第3号被保険者・パートタイム労働者の問題も個人単位にすることによって、そのねじれは解消する。女性の賃金・雇用機会も低い現状では個人単位にすることが困難のように思えるが、年金制度が社会の後を追うのではなく、政府は良い制度を先に掲げ社会を引っ張っていく姿勢が大事ではないか。女性の賃金・雇用機会の問題も年金制度の改革を機に当然改善されて行かなければならない。

そして、65歳から年金を受けはじめ85歳、100歳までも生きて行こうとする高齢者の年金給付を支えるために、これからますます少なくなる若い人たちが世代間の助け合いという名目で、高額保険料を支払い続けていけるはずがない。彼らは、支払った保険料総額と受取る年金額が世代によって違う不公平感と、保険料が上がり給付額が下がっている現実とで、年金保険料を納めることを不合理だと思っている。国民皆年金というこの制度に対して現在の若者が抱く不安は世代間扶助等いかなる説明を持っても払拭できるものではない。国民皆年金というのも、名ばかりで、「納められる人の中で納めたい人だけが納めている」のが現状であり、未加入者、未納者を増やし無年金者を生む結果となった今の社会保険制度は現在の急速に変わる社会・経済情勢に対応できるものではなく、現代の若者には決して支持はされない。

一方、海外に目を向けると、程度の差こそあれ各国で様々な改革が行われている。年金制度の歴史が長いヨーロッパ各国でユニークな年金制度が次々に生まれているのでその中に日本になじみやすい制度もあるのではないかと、検討する余地は充分にある。

以下、日頃私ども社会保険労務士が仕事上、矛盾を感じた諸問題について検討した結果を提言としてまとめました。

平成13年8月

丸山 富美江

1. 離婚時の妻の年金について

(1) 現状の問題点

サラリーマン世帯の無職の妻が離婚した場合、老後の年金は老齢基礎年金だけとなる。これに対し、夫は離婚するか否かもかわらず老齢厚生年金（報酬比例部分）と老齢基礎年金を受けることができる。婚姻期間中の夫による保険料納付は離婚後の妻の所得保障をも目的としているのであるから、このままでは、婚姻期間中の妻の家事貢献が無視されることになる。

(2) 当面の改善策

婚姻期間中の夫による保険料納付が妻の年金に結びつくようにする必要がある。例えば、婚姻期間中の夫による保険料納付期間に応じた老齢厚生年金の2分の1を、離婚時に妻が請求する財産分与の対象にする。

(3) 長期的に改善すべき方向

女性の雇用環境の整備・改善、その他の進捗状況を見ながら、段階的に年金の個人単位化を進める。それによって夫婦それぞれが負担した保険料に対応した年金を受けられるようにする。

2. 振替加算について

(1) 現状の問題点

昭和41年4月1日以前に生まれた者については、老齢基礎年金の額にいわゆる振替加算が行われているが、受給権者が65歳に達した日において配偶者によって生計を維持されている事が要件となっているため、それ以前に離婚した場合又はそれ以前に配偶者が死亡した場合には振替加算がつかない。

(2) 当面の改善策

少なくとも配偶者が受給している老齢厚生年金等の加給年金額の計算の基礎となっていた者については、65歳に達する日前に離婚した場合又は65歳に達する日前に配偶者が死亡した場合でも、その者が受給する老齢基礎年金に振替加算を行うように改正するべきである。

3. 遺族年金について

◆在職中死亡の300月みなし計算の矛盾

(1) 現状の問題点

夫が死亡日にどの制度に加入していたかによって給付額にあまりにも大きな差がある。

【事例 1】国民年金のみ加入者、又はまったくの未加入者が、厚生年金に高額報酬で加入し、2年目で在職中に死亡した場合、厚生年金の加入月数を300月みなし計算、更には中高齢寡婦加算が加算され、遺族厚生年金の年金額は、おおよそ150万円となる。再婚しない限り、この金額は生涯支給される。

＜300月みなしの計算式＞ 平・月55万円として計算

| | | | |
|-----------|------|----|---|
| ＜加入状況＞ | | 死亡 | $55\text{万円} \times \frac{7.5}{1000} \times 300\text{月} \times \frac{3}{4} = 928,125\text{円} +$ $\text{中高齢寡婦加算 (603,200 円)} \div 1,531,300\text{円}$ |
| 国民年金 (1号) | 厚生年金 | | |
| 納付+免除 | 2年 | | |

【事例 2】一方、国民年金の第1号被保険者（過去に厚生年金20年未満加入、老齢基礎年金の受給資格有り）が死亡した場合、遺族厚生年金は実期間で計算、中高齢寡婦加算の加算がない。例えば【事例 1】と同じく厚生年金加入期間2年、同一報酬であった場合の遺族厚生年金の年金額は、おおよそ7万円。死亡日に加入していた制度によって給付額の差はあまりにも大きい。そして、第1号被保険者としての保険料納付済期間と、免除期間を合算した期間が25年未満の場合、寡婦年金も支給されない。

| | | | |
|--------|-----------|--|--------------------------|
| ＜加入状況＞ | | 死亡 | ＜実期間による計算式＞ 平・月55万円として計算 |
| 厚生年金 | 国民年金 (1号) | $55\text{万円} \times \frac{7.5}{1000} \times 24\text{月} \times \frac{3}{4} \div 74,300\text{円}$ | |
| 2年 | 納付+免除=23年 | | |

【事例 3】厚生年金に19年加入者（老齢基礎年金の受給資格なし）が退職、失業中に死亡した場合、遺族厚生年金は全く支給されない。

(2) 当面の改善策

【事例 1】の場合・・・在職中死亡で300月みなし計算をした場合、平均標準報酬月額の上限を低く押さえる。例えば平均標準報酬月額の上限を20万円とすると、年金額は、おおよそ94万円となる。これでもまだ高額である。

【事例 2】の場合・・・国民年金の第1号被保険者が死亡した場合、寡婦年金支給要件の一つ（第1号被保険者としての保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が「25年以上」あること）である加入期間要件を、老齢基礎年金の受給資格があれば、第1号被保険者期間だけで「25年」なくても、第1号被保険者としての加入期間（納付済期間・免除期間）に応じて、寡婦年金を支給してはどうか。

【事例 3】の場合・・・遺族基礎年金と同一の納付要件にしてはどうか。この場合、実期間で計算し、300月みなし計算・中高齢寡婦加算は無しとする。

◆夫死亡時の妻の収入要件年収850万円の見直しについて

(1) 現状の問題点

例えば、夫の死亡時に、遺族で役員である50歳の妻（子供なし）の年収が900万円であった場合、夫の死亡後、その年収額が極端に下がっても遺族厚生年金は生涯支給されない。しかし、前者とは反対に、夫の死亡時に、遺族である妻の年収が800万円であった場合、夫の死亡後年収が1000万円に上がっても遺族厚生年金は生涯支給される。

(2) 当面の改善策

収入の増減は、毎年提出する現況届等により把握する事が可能と思われるので死亡時のみの要件認定は見直されるべきである。

◆単身者死亡の場合、厚生年金より死亡一時金支給について

(1) 現状の問題点

単身者（未婚・非婚・離婚）が増加傾向にあり、遺族がその状態に置かれた時、不合理に思うのは当然ではないか。例えば、厚生年金に40年加入者が59歳で死亡。残された遺族が、子供18歳以上又は兄弟姉妹の場合、保険料は全額掛捨てとなる。

(2) 当面の改善策

国民年金と同一支給要件で遺族に対して「死亡一時金」を支給する制度を作るべきである。

◆父子遺族の場合について

(1) 現状の問題点

例えば、国民年金加入中の妻が死亡した場合（遺族、夫40歳、子供5歳）には遺族基礎年金は支給されない。なぜなら、夫は遺族の範囲外、子供は支給停止（父と生計を同じくしているため）となるから。

(2) 当面の改善策

遺族基礎年金は父子家庭においても支給する。
子育てに妻・夫の区別は基本的でない。

4. 第3号被保険者・パートタイム労働者について

(1) 現状の問題点

- ① 第1号被保険者である女性と第3号被保険者である女性は、ほぼ同数いる。給付は共通の基礎年金であるが、負担の仕組みは夫の職業によって異なっており、女性全体でみると不公平な制度となっている。
- ② 第3号被保険者の夫には所得制限がなく、高所得世帯層で第3号被保険者が多

い。厚生年金保険料の上限は、標準報酬月額62万円で月額5万3785円(本人負担)であるため、夫の年収が1000万円以上であっても妻は保険料を直接負担しなくてもよく、所得に応じた負担制度とはなっていない。

- ③ 現在、第3号被保険者の要件であるパートタイム労働者の年収は130万円(税制は103万円)の枠の中で就労調整を行うため、女性の勤労意欲をそぐ事になる。
- ④ 第3号被保険者の中には、当然社会保険加入対象者であっても加入をしない場合もある。企業はパートタイム労働者を多く雇用することによって社会保険料を軽減でき、正社員を雇用している企業との間に不公平が生ずる。
- ⑤ 企業は社会保険料を軽減できるため正社員を雇用しないでパートタイム労働者を多く雇用するようになり、女性の社会進出を阻む要因ともなっている。
- ⑥ 第3号被保険者は複雑な種別変更と本人無拠出のため、自分の年金加入歴の自覚がない。

(2) 当面の改善策

- ① 第3号被保険者制度を廃止し、第1号被保険者と第2号被保険者のみとする。保険料納付困難な者は、これまでの第1号被保険者と同じように保険料免除制度を活用する。
- ② 第1号被保険者・第2号被保険者について、育児・介護により働けない期間を保険料納付済期間とする特例を創設する。育児期間については、仕事につくのが困難である、6歳未満児をもつ者を対象とすることが望ましい。
- ③ 育児・介護休業後の者を採用・再雇用した企業には助成を行い、年金と雇用の連携を目指す。

(3) 長期的に改善すべき方向

報酬を得る労働者はすべて年金保険料を支払う。

(4) 第3号被保険者制度廃止のメリット

- ① 第3号被保険者の女性と第1号被保険者・第2号被保険者の女性との不公平感が解消される。
- ② 女性の社会進出が進み、労働力も確保できる。

5. 財源について

◆基礎年金保険料

(1) 現状の問題点

これからの少子・高齢化社会において、国民年金制度を今まで通りの定額の保険料で支えることはかなり無理があり、早急に国民全体で負担しあう制度に切り替えるべき時期にきている。

(2) 当面の改善策

財源を国民全体で支えあう、税方式に切り替える。

(3) 税方式のメリット

- ① 基礎年金においては被保険者の概念がなくなり、一定の居住期間を要件に支給され、国民皆年金制度となる。
- ② 未加入・未納・免除・第3号被保険者の問題が解決する。
- ③ 定額の保険料という逆進性がなくなり、国民全員で負担しあうので世代間の不公平感がなくなる。
- ④ 消費財をベースにした財源の場合、物価と連動するため物価スライドの適用が適正にできる。
- ⑤ 被用者年金制度からの基礎年金拠出金がなくなり、第2号被保険者および事業主等の保険料負担も引き下げられる。
- ⑥ 徴収にかかる異常に高い行政費用を大幅に引き下げられる。

(4) 税方式に対する反論

- ① 各自が保険料を拠出して給付が受けられるという自助意識がなくなる。
- ② 無拠出の福祉年金への逆戻りではないか。

◆厚生年金保険料

(1) 現状の問題点

厚生年金の被保険者資格のない短時間のパートタイム労働者を多く雇用する事業主や、その負担を避けるため加入要件を満たしているにもかかわらず被保険者資格を与えていない事業主が増えてきている。公的年金制度における企業の社会的責任として企業間でも公平に人件費に見合った負担を負うべきである。

(2) 当面の改善策として

事業主負担の保険料については被保険者単位の負担額ではなく、各月に支払われた労務報酬の総額をベースとして一定の保険料率を乗じて算出した額を事業主負担分とする。

6. 個人単位化について

これまでの検討を通じて、現行の世帯単位の厚生年金給付の様々な矛盾が問題となる。この点を解消するには第3号被保険者廃止、遺族年金廃止、厚生年金給付水準の引き下げ等、いわゆる個人単位化が必要となる。

(1) 個人単位化した事よってのメリット

- ① 第3号被保険者が廃止される事により、第3号被保険者と第1号被保険者・第2号被保険者の不公平感解消、女性の社会進出の促進が図られる。

- ② 共働きの掛け捨て論（遺族年金の選択）がなくなる。
- ③ 遺族年金制度が廃止されると遺族年金のところで述べた矛盾がなくなる。
- ④ 国民が自分の年金をしっかりと見通すことができ理解しやすい。
- ⑤ 離婚した場合の矛盾もなくなる。
- ⑥ 離婚で見られるように年金を受けるための「逆選択」がなくなる。

(2) 個人単位化した事よってのデメリット

- ① 女性の賃金、雇用機会も低い現状では年金は不利になる。
- ② 出産・育児のための休業期間がある。
- ③ 現在の第3号被保険者は無収入の為保険料不払い、無年金者が増えるのではないかな。
- ④ 遺族年金廃止により子供に対する保障が不備になる。

(3) 当面の改善策として

- ① 老齢基礎年金の給付引き上げ（20%程度）と、老齢厚生年金（報酬比例部分）の引き下げ（30%程度）によって、第1号被保険者（現在の第3号被保険者も加入）の受給者にとって魅力的なものにする。
- ② 出産・育児・介護期間中の保険料を免除した上で、その期間を「保険料納付済期間」として扱う。
- ③ 働く女性の増加に対応するため、保育・託児の施設と人材育成など、育児と就労の両立を容易にするための施策の充実をはかる。

7. 外国の女性と年金のユニークな制度について

外国の少ない情報の中で、特にユニークな制度をあげてみたい。日本になじむものがあるれば、検討する価値はある。

ドイツ・・・「夫婦2人で1.5人分の働き、余暇は自分達のために」が、ワークシェアリングの考え方。面白いのは3年間の育児休暇の最後1年は、子供が8歳になるまでの中で自由に取れるという制度。この費用は、環境税制改革(ガソリン税等) から得られる収入を当てている。

イギリス・・・育児期間（16歳まで）は基礎年金計算の加入可能年数から控除される。

フランス・・・子を9年間以上（16歳まで）養育した場合、子1人につき2年間加入期間が加算される。

イタリア・・・働く者はすべて年金制度に加入することを義務付けている。家事を労働と認め「主婦年金」が開設され、一主婦のヒントから、買物ポイントを年金として振り込む「家族年金補完基金」を創設した。

| | |
|-------|--|
| 加 入 | 任意 主婦年金加入者 |
| 受 給 | 年金受給年齢に達した者（現在65歳） |
| 給 付 額 | 拠出金に比例する |
| 受給資格 | 加入後5年以上たち受給年齢に達した者 |
| 拠 出 | 本人又は家族その他の関係者、定期的でなくても良い。 協定を結んだ企業や小売業者で買い物をした際のポイントによる拠出 |

ハンガリー・・・1998年以降働く者はすべて新年金制度に加入することを義務付けている。又、忙しい両親に代わり祖父母が子育てを助けると、祖父母の年金に反映するシステムがある。

ニュージーランド・・・完全な税方式で女性に対する給付は手厚いがそのために弊害があるのでないかと思受けられる。しかし、それは制度上の問題だと思われる。

オランダ・・・「もっと家族とともに過ごせる時間を求めて・・・仕事と家庭・仕事と人生のバランスを求めて・・・」このような目的を掲げワークシェアリングに取り組んだ。女性の育児に対する強い規範と保育施設の不足がパートタイム労働の制度化・賃金の値上げ・女性の地位向上の原動力となった。

＜所得税の個人化＞

労働時間差差別を禁止する法律（1996年）が施行され、当然パートタイム労働者も社会保険に加入（年金の個人単位化）し、主婦の収入も単独のものに見なし課税制度を改めた。労働市場に参入した女性たちを対等に扱おうとするものである。夫婦2人で1.5人分の働き、0.5人分の余暇は労働以外の時間に使いたいという、「ゆとりの生活を」の考えが、今のオランダの高等教育を受けた人々の中に多い。

＜最低労働週3時間以上＞

一つの雇用契約は最低週3時間以上と規定、たとえ1時間しか働かなくても少なくとも3時間分の給与を支給する。企業に労働時間に応じて社会保障費負担分を支払うことを義務付けている。

注）厚生労働省の検討会資料やホームページに記載済みのものは省略

あとがき

9ヶ月にわたり「女性と年金」について検討してきたが、これが絶対に良いという結論は出なかった。しかし少なくとも先に挙げた矛盾、ねじれ現象は多くの国民が不満に思うところで、その点を是正するには自ずと、給付は完全な個人単位化、基礎年金の負担は税方式にならざるを得ないのではないかと思われる。

女性のライフスタイルの変化、経済の大きな変動は世界の流れであり、それに対応するためにもグローバルな視点のもとに方向を定め将来の不安をなくし、女性の年金と同時に高年齢比率が30%を超えるような成熟社会に対応した改革の実行を早急に望むものである。

東京都社会保険労務士会（有志）

「21世紀女性と年金」検討会

代表 丸山 富美江

他提言者 16名

| | | | |
|-------|--------|--------|-------|
| 赤森 伸子 | 岡部 志津子 | 杉野 栄子 | 諸星 裕美 |
| 朝川 アイ | 勝本 京子 | 杉渕 剛 | 山田 理香 |
| 飯島 明美 | 栗林 英子 | 須藤 アヤ子 | 山本 礼子 |
| 板垣 勝幸 | 佐原 てる子 | 野上 寿子 | 吉山 敦子 |

これからの年金制度 ～男女共生社会に向けて 私の提言～

税理士 山崎久民



はじめに

男女共同参画社会基本法が施行されて、遅ればせながら日本もやっと性別役割分業からの脱却をはかろうということのようである。

男女共同参画社会基本法第4条に「社会における制度又は慣行についての配慮」されるべきことが述べられている。税・年金制度は「性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因（同4条）」となっている。

こうした観点から女性の年金制度については、数々問題点が指摘されていたにもかかわらず、今回の年金制度の改正では抜本的な見直しはされなかった。しかし、厚生省は、でき得る限り早めの改正をしたいとのことで、女性と年金検討会が7月にスタートした。

しかし、年金制度は、そもそも基本的な制度の根幹において整合性を欠いており、女性の年金制度は、根幹の矛盾と男女の格差等が複雑に絡み合っており、解決を困難にしている。

そこで現行年金制度の問題点を整理し、その解決に向けての私案を述べることにしたい。

現行年金制度の問題点

1. 雇用労働者(第2号被保険者)中心の年金制度
年金制度は厚生年金等(以降被用者年金と呼ぶ)の制度と国民年金制度の2つに大別される。保険料負担の方法、保険料や受給額等もそれぞれ大きく違う。その違いを表1に示した。

年金制度の体系において、国民年金加入者(第1号被保険者)は定額負担、定額受給になるが、被用者年金の制度では、国民年金を基礎年金としてその上に比例報酬部分を有する2階建て構造となっている。

国民年金保険料は全体の3分の1は国が負担、残りの3分の2を加入者本人が負担することになっているが、被用者年金の加入者(第2号被保険者)は比例報酬部分の保険料も含めて労使折半する。年金受給額は第1号被保険者であれば、40年間加入で約67,000円となっている。これは生活保護費をかなり下回る金額である。

一方、第2号被保険者の受給額の平均は男子で約201,000円、女子では108,000円(平成11年版年金白書より)である。

高齢者世帯の月額消費支出が約237,000円(平成9年版厚生白書)、1人暮らしであれば、2人暮らしの6

割強はかかると予想されるので、最低1人14,5万円は必要であろう。第1号被保険者ならびに女子はこの14,5万円の水準に達しておらず、第2号被保険者である男子と、その遺族年金を受給できる妻だけが概ね1人になっても安心という構図である。

ところで、今回の主たる年金制度改正は、第2号被保険者の保険料の負担と受給のバランスをど

表1 国民年金と被用者年金の違い

| | 国民年金加入者 (第1号被保険者) 自営業者・給与所得者の一部・その妻・その他 | 被用者年金加入者 (第2号被保険者) 給与所得者 |
|-----------------------|---|--------------------------------------|
| 年金制度の体系 | 国民年金のみ | 国民年金 + 比例報酬部分 |
| 国民年金保険料の 本人負担額 | 13,300円(月額) | 比例報酬部分の保険料 も含めて労使折半 |
| 年金受給額 (加入期間40年の場合) | 約67,000円(月額) | 男子 約201,000円(月額) 女子 約108,000円(月額) |
| 妻が無収入の場合 保険料負担額 | 本人負担 13,300円(月額) | 本人負担せず 0円 |
| 年金受給額 | 約67,000円(月額) | 約67,000円(月額) |
| 遺族年金 | なし(原則的) | あり |

のあたりにするかという点にあった。

1995年における65歳以上の人口構成割合は14.6%であったが、2050年には32.3%（平成11年度版厚生白書）になることが予想され、年金受給世代と現役世代のアンバランスによる困難がいつそう高まろうとしている。

そうした状況の中で、現行の年金水準を維持しようとした場合、現行の17.35%の保険料率を35%まで引き上げる必要があり、現役世代の負担は非常に重いものになる。また、現行の17.35%を維持するならば、受給水準が現在の6割になり、これでは、老後は暮らせない。そこで、どちらも少しずつがまんをしようではないかと、現役世代の重すぎる負担を軽減する一方で、年金世代の受給水準を引き下げ、受給開始年齢を引き上げるといった方向で改正がおこなわれた。

議会の強行採決の結果、月々の給料を基準に保険料率17.35%（労使折半）であったものから、およそ20%をめぐりに引き上げ（ただし、賞与を含む総報酬制に改正、保険料率13.58%）、高齢年金の受給開始年齢を60歳から65歳に順次引き上げが決まった。

こうした一連の年金制度の改正によって大きく影響を受けるのは、年金制度加入者の約54%にあたる第2号被保険者である。確かに被用者年金制度における受給と負担のバランスをどう取るかという問題は重要ではあるが、そこだけに目を止めてしまうと、「誰もが安心して暮らせる老後」保障であるべき年金制度全体が見えなくなってしまう。第1号、第3号（第2号被保険者の被扶養配偶者）である人たちは年金加入者の約46%を占めており、その人たちに十分なスポットライトが当てられているとはいえない。

年金制度はそもそも雇用労働者の老後を保障する制度として導入され、それが自営業者や主婦にまで広げられてきた経緯を考えれば、雇用労働者中心の制度であっても仕方がないように思えるが、第2号被保険者中心の制度がこれからの時代に即した制度なのかどうか問い直す必要がある。

2. 被用者年金に加入できない雇用労働者

最近では、雇用労働者であっても、被用者年金に加入できないケースが増えている。事業主が事

業主負担分を支払えないため、厚生年金等に加入したがないからである。こうした企業では事業主、従業員もそれぞれ個人的に国民年金に加入することになる。経営成績のよくない企業の事業主とそこに勤務する恵まれない労働者とは国民年金に加入ということである。

1996年度、97年度、98年度の年金加入者の人数を比較すると表2のようになる。全体としては、7,020万人(96年度)から7,050万人(98年度)と30万人が増加。第2号被保険者は、3,882万人から3,826万人に減少しているが、第1号被保険者は1,936万人、1,959万人、2,043万人と年々増加している。実際にどのような人たちが増加しているのかこの数字からだけでは分からないが、条件のよい第2号被保険者数が減少し、条件のよくない第1号被保険者が増加していることは気にかかることである。

表2 公的年金制度加入者数（単位：万人）

| 区 分 | 1996年度末 | 1997年度末 | 1998年度末 |
|---------|---------|---------|---------|
| 第1号被保険者 | 1,936 | 1,959 | 2,043 |
| 第2号被保険者 | 3,882 | 3,881 | 3,826 |
| 第3号被保険者 | 1,202 | 1,195 | 1,182 |
| 合 計 | 7,020 | 7,035 | 7,050 |

*出典：社会保険庁「事業年報」

3. 多様化する働き方

女はいつの時代も就職難。家事責任も相変わらず妻が担いながらの職場進出では、男性とは公平な競争にならない。就職難の若い女性たちはフリーター・派遣、家族持ちの女たちは、家事・育児と両立できる、パートタイムを選択、一方で起業・SOHOなどに果敢に挑戦といったケースもある。

ところで、日本の社会は経済構造、労働構造が急激に変化しつつあり、従来は女の間で広がってきたこのような多様な働き方が男たちの間にも広がり始めた。リストラで退職、個人事業として独立を迫られるエキスパート社員、新しい働き方を求めて農業に転進等々。終身雇用のサラリーマン社会が大きく変化しようとしている。

働き方の変更は、年金制度上では第2号と第1号を行ったり来たりするということを意味する。今後ますますこのようなケースは増えていくだろうから、働き方の違いで老後の保障が大きく変化する従来の制度では対応しきれず、もはや、信頼性のある制度とはいえないのではなかろうか。

4. 生き方も多様化

NHK朝の連続ドラマの主人公がシングルマザーという時代になった。結婚しない若い男女が増加。年金のために離婚を思いとどまる女性がいる一方で、不利を承知で事実婚やシングルマザーを選択する女性も増加している。しかし、年金制度は、性別役割分業の下、生涯離婚しないサラリーマンのカップルをモデルにしており、あちこちでひずみが出てくるのは当然だともいえよう。世帯単位の対応では不利益をこうむる女性が多数生じるようになってきたということである。

5. 夫の違いで異なる女の年金

表1(11ページ)をもう一度見ていただきたい。無収入(一定額以下の収入を含む)の妻の場合、年金の扱いは、夫が第1号あるいは第2号被保険者かによって大きく違う。第2号被保険者の夫であれば、妻は第3号被保険者となり、自ら保険料を負担する必要がない。一方、第1号被保険者の無収入の妻は、自らも第1号被保険者となり、夫と同じ額の保険料を負担する。さらに、第3号被保険者の場合、夫が死亡すれば比例報酬部分の4分の3を遺族年金として受給できるが、第1号被保険者の場合、扶養する18歳未満の子どもがない限りは、遺族年金はない。

第2号被保険者同志の共稼ぎカップルであった場合、夫の死亡後、妻は、次の3つの選択肢から1つを選ぶことになる。①自分の年金、②夫の比例報酬部分の4分の3、③自分と夫の比例報酬部分をそれぞれ2分の1ずつ。

高収入であった第2号被保険者の夫を持っていた無収入の妻の遺族年金額の方が、一生働き続けた女性の受け取る年金額を上回るということはよくあるケースである。

また、夫の死亡年齢によっても妻たちの利害は大きく左右される。

離婚の場合、妻は不利になるから年金分割をとの意見もあるが、そもそも夫が第1号被保険者であれば離婚の有無に関係なく遺族年金は原則的でない。もし、夫が第2号被保険者の場合のみ年金分割を認めるならば、女同士の間で、夫が第2号か第1号かによって離婚後の年金にまで格差が広

がることになる。

このように、女性の年金は、自分自身の働き方の違いに加えて、夫の被保険者としての立場の違いによっても利害が大きく、女同士が対立する構造になっている。

私の提言

1. 誰もが同じ年金制度に

同一の年金制度に誰もが強制加入し、現役時代にどのような立場や働き方であっても老後に著しい格差をもたらさない制度にする。すなわち、国民年金と被用者年金の垣根を取り除き一つの年金制度にする。

老後の安心が国民の55%にしか及ばない年金制度から100%カバーする真の国民皆年金制度に改正すべきであろう。

一定年齢で定年退職しなければならない雇用労働者に比較し、自営業者は元気であれば幾つまでも働けるのだから違いがあって当たり前との考え方があつた。そうした考え方は、自営業者等に対して、年金制度だけではなく他の社会福祉の面でも、適用の条件を厳しくし、自助努力を強く求める結果となっている。しかし、先にも述べたように一昔前の自営業者と雇用労働者という単純な線引きは通用しなくなっており、このような考え方をベースにした社会福祉政策は時代にマッチしないとされる。

同一の年金制度にすることで、誰もが同じ保障を受けられるだけでなく、従来の煩雑な手続の必要はなくなるだろう。誰もが20歳になれば自動的に加入、後は保険料が納付されたかどうかをチェックするだけで済む。移動のたびに提出すべき資格取得・喪失等の届出は大幅に簡略化できるだろう。

ただ、就職の際の年齢制限や一定年齢での定年退職制度の見直しが今後の課題としてある。年齢差別が労働の場から撤廃されることが緊急に求められている。少子高齢時代では労働力不足でもあるのだから、高齢者の積極活用が必要であろう。収入を得て税金等の負担もし、財政に貢献してもらうことである。

2. 個人単位の国民年金制度に一本化

年金制度を一本化する場合、具体的には被用者年金の制度を廃止し、国民年金制度に統一することを提案したい。

国民年金制度は始めから個人単位に設計されているので、どのようなパートナーを持つかが、シングルで過ごそうが年金額に違いはない。被保険者が死亡すればそれでおしまいとなり、残った妻には本人の年金のみで遺族年金はない。

ただ、例外として現行の国民年金制度では18歳未満の扶養すべき子どもがある場合にのみ、遺族年金が支給される。他の福祉政策の動向も見極めながら、将来的にはこうした遺族年金も廃止し、子育て支援は、直接の手当支給に一本化すべきではなかろうか。その方が分かりやすいし、効果的だと思われる。

年金制度はその本来の目的である高齢になった時の生活保障にすべきだと考える。

3. 保険料の負担は所得スライドに

保険料を所得にスライドさせる。

現行の国民年金保険料は、所得に関係なく定額の負担となっている（現在、月額13,300円）ため、低所得者にとっては高負担となる。この逆進性を解消する必要があるだろう。これを所得にスライドした負担に変更する。収入のない人も最低限の保険料は負担する。

保険料の金額は、所得金額（収入金額－必要経費）を基準にする。給与所得者は給与所得控除後の金額、数種類の所得のある人はそれらの所得の合計額とする。

税金計算上、事業所得者に対して、所得捕捉が十分ではないとの批判があるが、給与所得を計算する際に、実際の必要経費を計算することなしに政令で定められた一定額を、給与所得控除額として控除する現行制度上の不公平さがある。給与所得者の実額に基づいた自主申告する方向も早急に検討されるべきだろう。

それはさておき、税金の自主申告は、えてして節税方向に流れやすい傾向にあることは事実だろう。年金では所得を高める方が有利になるので逆方向での力が働き、バランスされてよいのではな

かろうか。

収入のない妻も夫の得た収入の中から最低限の保険料を負担する。これによって夫が第1号であっても第2号であっても同じ扱いとなるし、「第3号被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者）の自ら保険料を払わず、年金が受け取れる」ことへの批判も解決する。働いて少しでも収入が得られるなら、その分余分に保険料を支払うことになるが、自分名義の年金額は確実に増える。

保険料を何らかの理由で支払うことができなかった時の問題が残る。最低の保険料を40年間負担し、年金額10万円を保障とした場合、保険料未払期間分の年金額は10万円から減額する。自己責任を原則とするということである。

ただ、そうした場合、経済的事情等のために保険料を支払うことができない時の配慮が必要となるだろう。生活保護等、他の福祉政策との連動が欠かせない。仮に生活保護等を受ける場合は保険料も含めた支援とし、受け取った支援部分から本人が納付するようにしたらどうだろうか。そうすることによって現役時代の経済的不利益を老後にまで持ち越さずに済む。

4. 年金額も所得スライドに

年金額の水準は、最低でも生活保護費を超えること。一人暮らしの生活費の6、7割程度を最低基準とし、最高額でも最低生活費を賄える金額までとする。現在の物価水準では10万円から15万円といったところか。

国民年金加入者の約3分の1が未加入・未納付になっており、国民年金の空洞化が言われている。この未加入・未納者について大変興味深い報告が『平成9年版年金白書』に掲載されている。図1は第1号被保険者・未加入者の所得分布状況を、図2は同制度の納付者・未納者の所得分布状況を示している。この両方のデータから、所得が低いから未加入・未納付率が高いというわけではないことが分かる。また、同白書では、国民年金には未加入・未納付でも、国民健康保険の保険料は納付、生命保険・個人年金には加入している人が多いと指摘している。

その理由として「経済的に困難」が最も高いが、

図1 第1号被保険者・未加入者の世帯の所得額分布状況

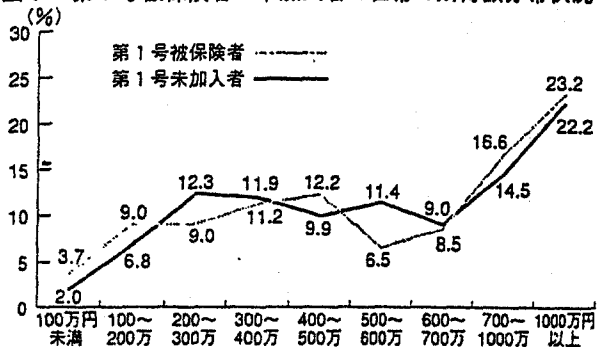
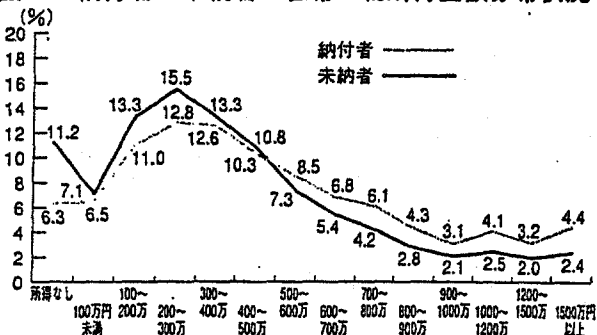


図2 納付者・未納者の世帯の総所得金額分布状況



(注) 所得額不詳を除いた総数を100としています。

「国民年金を当てにしていない」がそれに次いでいる。「国民年金を当てにしていない」の内訳として「制度の将来が不安」との回答が最も高くなっており、「貯蓄や個人年金の方が得」との回答もある。

そうした不安・不満を解消すること。たとえ保険料が増えたとしても、不安なく老後生活が送れる年金額であることが確実と信じられるようになるのならば、むしろ未加入・未納付は減少するのではなかろうか。

5. 事業主は年金保険税(料)を負担

事業主は、人件費総額に一定率を乗じた保険税(料)を負担し、直接国民年金財政に組み込む。

事業主は、現在、年金保険料の半額を負担しているが、国民年金制度に一本化されると、従来の半額負担はなくなる。それに変わるものとして、上記の制度に改める。

加入条件を130万円といった基準を設ける必要はなく、年金130万円の壁も自然消滅となる。また、従業員との直接的な関係がなくなるので、事業主が、たとえ保険料の支払いをしていなかったとしても、被保険者本人に不利益はもたらさない。

ただ、規模の小さい企業等には税率あるいは保

険料率に差をつけること。今まで社会保険に加入していなかった企業にとっては、まるきりの負担増になるのでその辺への配慮は必要となろう。

6. プラスアルファがほしい人は、自己責任・積立方式で

国民年金以上の年金を希望する人は、国民年金基金、私的年金等から自己責任で加入する。こちらの方は積立方式とする。無収入の主婦も贈与の基礎控除の範囲で夫の収入から積み立てればよい。受給途中や受給前に死亡した場合は、これは一種の貯金なのだから、遺族への遺産となり、遺族が受け取ることができる。

さいごに

かりに、今まで述べてきたように制度が改正されたとしても、基本的には賦課制度なので世代間ギャップの問題は相変わらず残ることになる。その部分は、税金でカバーするしかないのではなかろうか。現在は、国民年金保険料の3分の1が税金で負担されているが、不足する額は当分増え続ける訳で、税金からの投入額も増えていくのはやむをえないだろう。

ただ、現行のように多額の積立金をプールし、財政投融资資金にすることを今後は止め、かつ、現在プールされている積立金を順次取り崩し、不足分に充当することを併せて提案したい。

このような抜本改革をしなければならない時に、必ず出てくる問題は、「既得権益の侵害」という反対論である。制度改革以前より不利になる人たちが、声高に反対をすることになれば、どのようにすばらしい改革案であっても、実現は難しい。そうした人たちに対して、著しい不利益が生じないように経過措置を講じることが必要となろうが、今、何より強く求められていることは、それぞれが年金制度を公正で信頼に足る制度にするのだという視点に立つての議論、提言をおこなうことであろう。

山崎 久民 (やまざき ひさみ)

税理士 勤労よこはま編集委員
著書:「税理士が見たジェンダー」(ユック舎) など

横山 勤「勤労よこはま」2000.10 より